

第3回
サンルダム建設事業の
関係地方公共団体からなる検討の場

日 時：平成23年6月8日（水） 13：30～16：00
場 所：グランドホテル藤花 2F 大ホール

1. 開 会

○事務局（河川調整推進官）：

定刻となりましたので、ただ今より、第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催したいと思います。

私は、事務局を務めさせていただきます、北海道開発局建設部河川計画課河川調整推進官の小林です。司会・進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、会場の皆様をお願い申し上げます。資料でも配布させていただいておりますけれども、議事進行の妨げにならないように、静粛にさせていただきますとともに、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。また、円滑な運営を図るため、フラッシュ、照明等を用いた撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。

また、傍聴席前方や指定させていただいております撮影場所より前での撮影はお控えいただくようお願いいたします。また、事務局では本検討の場の記録のため、録音及び撮影を行いますことをご了承願います。

次に資料の確認をさせていただきます。まず議事次第と出席者名簿がございます。資料は資料番号が4番までございまして、資料1といたしまして検証に係る検討の進め方について、資料2といたしまして複数の治水対策案の立案及び概略評価について、資料3といたしまして、複数の利水対策案、新規利水及び流水の正常な機能の維持の立案及び概略検討について、資料4といたしまして、サンルダムの検証に係る検討に関する意見募集について（案）でございます。

また、構成員の皆様の机の上に、第2回までの検討の場の資料をファイルに綴じて置いておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

以上となりますが、資料が足りない方がいらっしゃいましたら、事務局にお知らせください。

それでは、本日ご参加いただきました出席者の皆様をご紹介します。

北海道知事の代理であります政策調整担当課長の片沼様でございます。

士別市長の代理であります企画振興室長の大崎様でございます。

名寄市長の加藤様でございます。

剣淵町長の佐々木様でございます。

下川町長の安斉様でございます。

美深町長の山口様でございます。

音威子府村長の佐近様でございます。

中川町長の川口様でございます。

天塩町長の代理であります企画商工課長の米田様でございます。

幌延町長の宮本様でございます。

豊富町長の工藤様でございます。

なお、本日は和寒町長が所用のため、欠席となっております。

検討主体からは、北海道開発局長の高松でございます。

旭川開発建設部長の鎌田でございます。

留萌開発建設部長の吉井でございます。
旭川開発建設部次長の柴田でございます。

それでは、議事に先立ちまして、北海道開発局長高松よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶（北海道開発局）

○北海道開発局長（高松 泰）：

北海道開発局長の高松でございます。本日はご多忙中のところ第3回サンルダム建設事業の関係地方団体からなる検討の場へご出席いただきまして誠にありがとうございます。この検討の場でございますけれども、サンルダムの検証に関する検討ということで、皆様方からご意見を賜りながら予断なき検証を行うため色々幅広い観点からご審議をいただいているところです。昨年12月に設置させていただきまして、本日第3回目ということでございます。第2回目では、中間とりまとめに示されている代替案の方策について検討内容のご審議いただいたところでございます。

本日は、前回あるいは前々回のご審議結果を踏まえまして、天塩川に対応可能な方策の組み合わせといったものも含めて、地域に即した治水、利水に関する代替案の立案をご説明させていただきたいと考えておりまして、それらの内容等についてご審議を賜りたいと考えております。本日も皆様方の忌憚のないご意見等を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 議 事

○事務局（河川調整推進官）：

それでは、これより議事に入ります。円滑な運営を図るため、フラッシュ、照明等を用いた撮影はここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の議事の位置づけについて、資料1をもちいましてご説明をさせていただきます。資料1をお願いいたします。資料1、両面コピーの1枚目ですけれども、検討の場で検討主体が構成委員に説明をし、検討していただく内容について赤線で囲ってございます。この部分をご議論していただく内容でございますけれども、本日でございますが、赤い実線で示している所でございます。複数の治水対策案の立案及び新規利水、流水の正常な機能の維持の観点からの検討を本日は示させていただくとともに、概略評価により治水対策案を抽出ということで、いくつかの案からさらに絞り込むというようなことまで、ご説明させていただければと思います。

会議の終了時間につきましては、16:00頃を予定しておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは議事次第に沿って進めさせていただきます。

資料2、複数の治水対策案の立案及び概略評価について担当よりご説明させていただきます。

○事務局：

それではご説明いたします。資料2をご覧ください。第2回の検討の場で26の治水方策についてご説明をさせていただきました。今回それらの施策を組み合わせまして、サンルダムの代替案となる治水対策案を立案していきます。

1ページですが、河川整備計画の目標と流量配分図を表しておりますが、前回ご説

明しておりますので省略をさせていただきます。

次、2ページからになります。治水対策案を検討する際の基本的な考え方をまとめたものになります。2ページから7ページまで続きます。まず2ページですけれども、考え方の1つ目といたしまして、以下の表にあります26の治水方策から天塩川に適用可能なものを組み合わせて検討いたします。表については前回ご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

4ページになります。考え方の2つ目といたしまして、立案する代替案は河川整備計画と同程度の治水安全度を確保することを基本といたします。考え方の3つ目ですが、遊水機能を有する土地の保全等の7方策につきましては、全ての対策案と組み合わせます。このことについて、5ページにてご説明をいたします。

15) 遊水機能を有する土地の保全について、天塩川の場合は旧川等が該当いたしますが、河川整備計画では存置が前提となっております。また、17) 霞堤の存置については、天塩川の場合4箇所存在しております。河川整備計画では存置が前提となっております。23) 水田の保全と24) 森林の保全につきましては、河川整備計画では水田や森林を含む現況の土地利用のもとで降雨が河川に流出することを前提として計画がされております。以上のようなことから、これらは全ての対策案と組み合わせることといたしました。

4ページに戻って、考え方の4つ目ですが、対策案検討から除く方策になります。まず、決壊しない堤防、決壊しづらい堤防については、前回ご説明したとおり今後調査研究が必要であることから組み合わせからは除きます。それから、高規格堤防については、例えば名寄市で約70haの大規模な再開発が必要となり、多大な事業費、工期を要し、地域への影響が極めて大きいと想定されることから、組み合わせから除きます。それから、輪中堤等以下5方策については、6ページになりますのでご覧ください。輪中堤、二線堤、樹林帯等、宅地のかさ上げ等、土地利用規制については、方策そのものに河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はなく、また方策を実施するための適地がないことから、組み合わせから除きます。例えば、左の写真は美深町市街地に、道路を活用した二線堤を整備する場合の想定図ですが、家屋移転等の社会的影響が懸念されます。また、右の写真は、輪中堤を整備する場合の箇所として無堤地区を示したものですが、集落がなく氾濫が広がらないような地形条件となっていることから適地とはならないと考え除きます。また4ページに戻って、考え方の5つ目ですが、この後、対策案を一つ一つご説明していきますが、それらは関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っておりません。完成までに要する費用及び工期は概略で算定したものであり、今後変更があり得るということでご了承いただきたいと思います。

続きまして、8ページから10ページが具体的に治水対策案を立案したのものになります。26方策のうち、ダム方策と検討から除く8方策以外の17方策により治水対策案を複数立案したものです。

10ページでご説明いたします。表の縦方向に示すとおり、今回、番号の1から15に示すように15の対策案を立案いたしました。番号0はサンルダム建設を含む河川整備計画となります。各対策案は表に丸のついた治水方策を組み合わせしております。なお、河道掘削、河道内樹木伐採については全ての対策案に含めております。番号1から7につきましては、サンルダムの代替として河道改修を行う対策案です。例

えば、より多く河道掘削する案、引堤する案、堤防をかさ上げする案、放水路をつくる案です。

番号の8から12については、サンルダムの代替として洪水調節施設による洪水調節を行う対策案になります。例えば、岩尾内ダムを有効活用する案、遊水地をつくる案等です。番号の13から15につきましては、サンルダムの代替として流域の貯留・浸透方策を講じる対策案になります。以下、11ページから63ページで河川整備計画と15の治水対策案の概要をご説明いたします。その後、概略評価をいたします。

11ページから14ページまでが河川整備計画の概要を示したものです。概要として完成までに要する費用、事業費算定の考え方、工期、これは参考値になります。それから、実施にあたっての留意事項を整理しております。また、事業箇所を図に示しております。この後、ご説明する各治水対策案の概要についても同様の整理をしております。

河川整備計画では、河道改修を実施するとともにサンルダム建設を行うことになっております。12ページから14ページの図のオレンジ線が河道掘削箇所となります。完成までに要する費用は約800億円です。費用には河道掘削約900万 m^3 、構造物の改築、掘削土を活用した堤防の整備、サンルダム建設等が含まれております。工期は参考値ですが約20年です。サンルダム建設に要する期間は5年となっております。留意事項としては、私有地の買収及び家屋移転は完了しております。

続きまして、15ページから17ページは対策案1、河道掘削案です。サンルダムの建設を行わないかわりに、さらに河道掘削等を行う案です。平面図のオレンジ線、横断面図のオレンジ部は河道掘削箇所ですが、掘削延長及び掘削断面が河川整備計画に比べて増加をしております。費用は約1,000億円です。費用には河道掘削約1,450万 m^3 、構造物の改築等が含まれております。工期は約20年です。留意事項として、新たに大きく必要となる用地や補償はございません。

続きまして、18ページから20ページは対策案2、引堤案です。平面図の点線が引堤箇所になります。横断面図に引堤のイメージを記載しております。費用は約1,400億円です。費用には河道掘削約900万 m^3 、引堤について天塩川本川で最大400m、名寄川で同300m、構造物の改築や家屋移転等の補償等が含まれます。工期は約30年です。留意事項として引堤にかかる地域の合意形成や新たな補償等が必要となります。

続きまして、21ページから23ページは対策案3、引堤+河道掘削案です。必要な高水敷幅を確保しつつ、引堤幅を極力小さくするため現況の高水敷幅を確保した引堤と河道掘削を行います。平面図の点線箇所が引堤箇所です。費用は約1,100億円です。費用には河道掘削約1,450万 m^3 、引堤について天塩川本川で最大100m、名寄川で同50m、構造物の改築、家屋移転等の補償等が含まれます。工期は、約20年です。留意事項として引堤にかかる地域の合意形成や新たな補償等が必要となります。

続きまして、24ページから26ページは対策案4、堤防かさ上げ案です。平面図の緑線、これがかさ上げ箇所になります。横断面図にかさ上げイメージを記載しております。費用は約1,500億円です。費用には河道掘削約900万 m^3 、かさ上げについて天塩川本川で最大0.7m、名寄川で同0.8m、構造物の改築等が含まれます。

工期は約30年です。さらに期間を要する可能性もございます。留意事項として、かさ上げによって万一破堤した際に被害が大きくなる恐れがあるため、地域との合意形成が必要となります。

続きまして、27ページから29ページは対策案5、堤防かさ上げ+河道掘削案です。市街地を除く区間において堤防かさ上げを行い、市街地区間では河道掘削を行います。平面図の緑線がかさ上げ箇所になります。費用は約1,400億円です。費用には河道掘削約1,300万 m^3 、かさ上げについて天塩川本川で最大0.5m、名寄川で同0.7m、構造物の改築等が含まれます。工期は約30年です。さらに期間を要する可能性もございます。留意事項として、かさ上げにより万一破堤した際の被害が大きくなる恐れがあるため、地域との合意形成が必要となります。

続きまして、30ページから31ページは対策案6、放水路案です。図の通りサンル川からオホーツク海までの放水路を整備し、洪水を流下させるものです。費用は約2,000億円です。費用には河道掘削約900万 m^3 、延長40kmの放水路整備、構造物の改築等が含まれます。工期は約40年です。留意事項としては放水路の整備にかかる地域の合意形成や新たな補償等が必要となります。

続きまして、32ページから33ページは対策案7、放水路+河道掘削案です。図の点線、赤矢印のとおり市街地をバイパスする新水路の整備を行うとともに河道掘削を行う案です。費用は約1,800億円です。費用には河道掘削約1,300万 m^3 、延長約25kmの新水路整備、構造物の改築等が含まれます。工期は約40年です。留意事項として水路整備にかかる地域の合意形成や新たな補償等が必要となります。

続きまして、34ページから37ページは対策案8、ダムの有効活用+河道掘削案です。37ページの右下のイメージ図をご覧ください。既設の岩尾内ダムのかさ上げを行うイメージ図になっております。このかさ上げを行うとともに河道掘削を行います。費用は約1,200億円です。費用には河道掘削約1,250万 m^3 、岩尾内ダム3mかさ上げ、構造物の改築、家屋移転等の補償等が含まれます。工期は約20年です。さらに期間を要する可能性もございます。留意事項として岩尾内ダムかさ上げにかかる地域の合意形成や新たな補償等が必要となります。

続きまして、38ページから41ページは対策案9、こちらもダムの有効活用+河道掘削案になりますが、こちらの有効活用方法としては41ページ右下のイメージ図をご覧くださいと思います。既設の岩尾内ダムの利水容量の買い上げを行う案になります。それとともに河道掘削を行います。費用は岩尾内ダム利水容量の買い上げに要する費用が不確定のため、全体費用も不確定です。なお、費用には河道掘削約1,250万 m^3 、岩尾内ダム利水容量のうち、約1,300万 m^3 の買い上げ、それから構造物の改築等が含まれることとなります。工期についても、利水容量買い上げに要する期間が不確定のため、全体工期が不確定となっております。留意事項としては岩尾内ダムに関係する利水者に対して合意が必要となります。

続きまして、42ページから44ページは対策案10、遊水地案です。44ページの平面図の黄色部分が遊水地候補箇所ですが、名寄川沿川だけで対応する場合、ほぼ全域が候補地となります。費用は約1,400億円です。費用には河道掘削約900万 m^3 、遊水地の整備、遊水地の整備に伴う地役権補償、構造物の改築等が含まれます。工期は約30年です。留意事項としては名寄川沿川の農地がほとんどが遊水地となることから、遊水地整備にかかる地域の合意形成や新たな補償等が必要となりま

す。

続きまして、45ページから47ページは対策案11、こちらも遊水地案です。47ページの平面図の黄色の部分の部分が遊水地の候補地で、こちらの案は天塩川本川と名寄川に整備するものになっております。費用は約1,100億円です。費用には河道掘削約1,000万 m^3 、遊水地の整備、遊水地整備に伴う地役権補償、構造物の改築等が含まれます。工期は約20年です。留意事項として遊水地整備に係る地域の合意形成や新たな補償等が必要となります。

続きまして、48ページから51ページは対策案12、ダムの有効活用+遊水地案です。対策案8でご説明いたしました、既設の岩尾内ダムのかさ上げを行うとともに、対策案11でご説明いたしました、遊水地のうちの2箇所を整備し、さらに河道掘削を行います。費用は約1,300億円です。費用には河道掘削約1,000万 m^3 、岩尾内ダム3mかさ上げ、構造物の改築、家屋移転等の補償、遊水地整備、それに伴う地役権補償等が含まれます。工期は約30年です。留意事項として岩尾内ダムかさ上げ、遊水地整備にかかる地域の合意形成や新たな補償等が必要となります。

続きまして、52ページから55ページは対策案13、雨水貯留・浸透施設+河道掘削案です。流域の対策として、平面図の青い丸で囲んだ市街地部に雨水貯留・浸透施設を整備するとともに、さらに河道掘削等を行う案です。費用は約1,100億円です。費用には河道掘削約1,450万 m^3 、構造物の改築、それに公園や学校の雨水貯留施設の整備、市街地の雨水浸透施設の整備等が含まれております。工期は約20年です。雨水貯留・浸透施設の整備に要する期間は不確定となっております。留意事項として、新たに大きく必要となる用地や補償はなく、既存制度により実施可能ですが雨水貯留・浸透施設の整備には施設管理者等との調整、地域の合意形成が必要となります。

続きまして、56ページから59ページ目は対策案14、水田等の保全+河道掘削案です。流域の対策として平面図の緑丸で囲んだ地域の水田に雨水を貯留させるための整備を行うとともに、さらに河道掘削等を行う案です。費用は約1,100億円です。費用には河道掘削約1,450万 m^3 、構造物の改築、水田の畦畔かさ上げ等が含まれております。工期は約20年です。留意事項としては水田への貯留により農作物に被害が生じた場合の補償のあり方等の制度面での検討が必要となります。また、施設管理者との調整が必要となります。

続きまして、60ページから63ページは対策案15、雨水貯留・浸透施設、水田等の保全+河道掘削案です。対策案13と14の雨水貯留・浸透対策+河道掘削案ということです。市街地部の雨水貯留・浸透施設の整備、地域の水田に雨水を貯留させるための整備を行うとともに、さらに河道掘削を行います。費用は約1,200億円です。費用には河道掘削約1,450万 m^3 、構造物の改築、それから雨水貯留・浸透施設の整備、水田の畦畔のかさ上げ等が含まれております。工期は約20年です。留意事項として施設管理者等との調整、地域の合意形成が必要となります。また水田の貯留により、農作物への被害が生じた場合の制度面の検討が必要となります。

以上、河川整備計画の概要及び15の方策、治水対策案の概要についてご説明をいたしました。

次に、この15の治水対策案につきまして概略評価を行い、案の絞り込みをいたします。64ページをご覧ください。この図は、絞り込みの考え方を示したものです。

まず図の中の①番、各治水対策案が評価軸に対して明らかに不相当と考えられる結果となる場合、当該対策案を除くことといたします。評価軸としては、安全度、コスト、実現性、地域社会への影響、環境への影響等です。続いて②番ですが、同類の治水対策案がある場合は、その中の最も妥当と考えられるものを抽出いたします。

65ページから66ページをご覧ください。この表は、先ほど述べました絞り込みの考え方を踏まえまして、治水対策案の概略評価を行い抽出した結果になります。そのうち、丸のついた案、0番のダム＋河道改修案、これは河川整備計画による案になります。それから、1番の河道掘削案、3番の引堤＋河道掘削案、9番ダムの有効活用＋河道掘削案、11番の遊水地案、13番の雨水貯留・浸透施設＋河道掘削案、この案を抽出しております。その他の治水対策案につきましては、コスト、地域社会への影響が大きい等の面から棄却をしました。今後、抽出した治水対策案につきまして詳細に評価を行っていくこととなります。以上でご説明を終わります。

○事務局(河川調整推進官) :

ただ今の説明につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○事務局(河川調整推進官) :

少し、分かりにくかったかもしれませんが、15案を立案しまして、その中で概略評価として、コスト、実施にあたっての留意事項、その他環境等の評価軸がありますが、今回の概略評価では、費用が安いもの、実施しやすいもの、同額であれば実施の可能性が高いものを選んでいったということでございます。それから、少し説明が抜けておりましたが、同類の治水対策がある場合には、例えば、河道を中心とした対策というカテゴリーの中で1つ以上を選ぶ、洪水調節により低減させる案の中で1つ以上を選ぶ、流域対策の中で1つ以上を選ぶ、というような形で選定した結果、5案選定し、河川整備計画を含めて6案で今後詳細評価を進めていきたいということでご説明させていただきました。

○事務局(河川調整推進官) :

ご意見等がございましたら、お願いいたします。

治水は治水でご意見をいただき、その後、利水は利水でご意見をいただきまして、最後にまた全体でご意見をいただく場を設けたいと思います。

それでは下川町長さん、お願いいたします。

○下川町長(安斎 保)

いつもお世話になっております、下川の町長です。建設地の下川町では、町民の皆さんが一日も早いダムの完成を願っており、ダム以外の治水はあり得ないという考え方が基本であり、流域の皆さんの意見も同様ではないかと思うところでございます。そのような中で、ダム以外の15の案が示され、そのうち、5案について抽出案として説明をいただいたところですが、概算事業費等、いずれもダムの事業費を大幅に上回る内容であるところのように理解したところでございます。

また、遊水地等は地域産業に大きな影響を与えるところで、この道北地帯は農業が主たる産業でありますので、その農業の農地を大量に犠牲にしなければならないとか、あるいは地役権を譲ってしまうということは将来における農地の資産価値を無くしてしまうこととなります。また、一回水をかぶってしまうと最低3年から5年は、農地として利用できないというのが私どもの常識として考えている部分です。そういったことを考えますと、遊水地はなかなか理解できません。

また、河道掘削についても大変大きな環境等への影響となるのではないのでしょうか。サンルダムには治水、利水、河川環境、発電という4つの大きな目的があり、私達は河川環境を守るためにダムの水が必要という考え方をしておりますが、河道掘削を大量に行うということは河川の環境を大幅に損なうことになるのではないかと考えております。また、新たな用地の補償等が生じてくるようになれば、相当な時間がかかってくるのではないかと考えます。その場合、早期の実現は当分見込めず、流域の者はいつまで水に対する恐れを抱いていなくてはならないのかと、そのように感じているところがございますので、対策案をもっと早く絞り込むべきでないかと思っております。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございませんか。

名寄市長さん、お願いいたします。

○名寄市長（加藤 剛士）

今般は、名寄の地に足を運んでいただきましてありがとうございます。治水に対する対策案、河道掘削1番を除いては引堤あるいは遊水地ということで、それぞれ地権者あるいは地域との合意形成が必要だということが書いてあります。名寄市では今、名寄東地区の水田の土地改良事業を実施しております。平成21年度から今年で3年目になりますけれども、まさにその計画が進んでいる農地の部分での遊水地の計画、引堤ということが示されていまして、到底、地域の合意形成は得られるものでないと考えます。今、河道掘削に関して下川町長からもお話がありましたけれども、もう一つ、ダムの有効活用+利水の容量買い上げという案もございますが、こちらにしても町長がよくお話されていますが、渇水時期にはいくら水利権のやりとりという話をされてもまったく意味がない話でございまして、当然、費用の面でも河川整備計画からは高上がりになっていきますし、加えて、趣旨の面から見ても、治水だけとって見ても、まったく代替する案にはならないのではないかと思います。意見として申し上げたいと思います。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。他にございますでしょうか。

剣淵町長さん、お願いいたします。

○剣淵町長（佐々木 智雄）：

検討の場の、そもそもの考え方なんですけれども、これだけの調査をされて膨大な資料を提出された中から比較していくというプロセスは大変な努力をされていると、私は高く評価をして敬意を表する次第でございます。しかし、どの方策を見ても現実的に本当に難しいものばかりだと私は思います。しかし、一定のプロセスを通過していかなければならない流れの中では、今まで出された15案の中から絞って最終的にはサンルダムが一番重要で最適なんだ、という結論にもっていくための流れだと思っておりますので、そういう流れの中で、いま提出してあるような方向で進めていって最終的には下川町長が考えているような結論にもっていくべきだと私は思います。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

また最後にご意見をいただきたいと思っておりますので、議事を進めさせていただきます。

続きまして、資料3、複数の利水対策案、新規利水及び流水の正常な機能の維持の立案及び概略検討について、担当よりご説明申し上げます。

○事務局：

それではご説明をいたします。

1 ページから3 ページですが、これは前回、第2回の検討の場でご説明をした資料になります。利水参画者の名寄市さん、下川町さんに対しまして、サンルダム建設事業への利水参画継続の意思の確認、必要な開発水量の確認を行うとともに、サンルダム建設事業以外の代替案の検討の可否の確認をさせていただきまして、ご回答をいただいております。

4 ページですが、下川町さんにつきましては、必要な開発水量の考え方を示す資料を前回ご提供いただけなかったことから、改めて、当方より確認の要請をいたしました。下川町さんの回答は、記載のとおりとなっております。下川町では、本年3月に第5期下川町総合計画を策定したところですが、今回の開発水量に係わる確認要請に対し総合計画に定める計画目標年次、平成30年と、定住人口3,500人に基づいて開発水量の確認を行った結果、現計画どおりの水量を確保することが町の政策として必要であると判断をいたしました、現計画通りサンルダムへの利水参画を継続をすることを回答いたします、ということでご回答いただいております。

続きまして、7ページから22ページまでになりますが、名寄市さんと下川町さんからいただいたご回答を踏まえまして、検討主体の開発局が両市町の必要な開発水量について確認を行わせていただきました。

8 ページですが、その確認の方法を示してございます。①番、開発水量の算定についてということで、その水量が市、町の長期計画等に沿ったものであること、それから水需要予測量の推定に使用する人口、原単位、有効率等の基本的事項の算定方法が水道施設設計指針等の考え方に沿ったものであること。②が水道事業の認可についてということで、水道法に基づき水道事業として厚生労働省の許可を受けていること。③事業再評価についてということで、公共事業の効果的、効率的な執行、透明性の確保を図る観点から事業再評価を実施していること、このような点を確認してございます。

9 ページから12 ページが、その確認した結果です。まず名寄市の必要開発水量の確認結果です。平成20年6月の事業再評価結果が現時点でも同じ結果であるという認識から、当方による確認は平成20年6月事業再評価の水需要計画に対して行いました。

確認の結果は、①開発水量の算定について、給水人口、原単位については、過去の実績値を用いて適切に推計していることを確認をさせていただきました。有収率については、現状及び将来目標を勘案して設定していることを確認しました。それから負荷率損失水量については、過去の実績等を勘案して設定していることを確認をいたしました。②番、水道事業の認可について、平成18年3月に水道事業の変更認可を受けていることを確認しました。続きまして③番、事業再評価について、平成20年に事業再評価を実施し事業継続の評価がなされ、厚生労働省から補助事業の継続が認められていることを確認をいたしました。以上のとおり確認したことから、名寄市に確認した必要開発水量を確保することを基本として、この後、利水代替案を立案させていただきたいと考えてございます。

続いて、下川町の確認結果をご説明いたします。今回ご提供いただいた資料は、第5期総合計画、平成23年3月に作成されたものですが、これに基づきまして、開発水量の確認を行った結果であり、当方による確認は、今回示された開発水量を対象に行いました。確認の結果は、まず①番、開発水量の算定、給水人口については町の総合計画に位置づけられた定住人口を基に設定されていることを確認しました。原単位については、過去の実績値を用いて適切に推計していることを確認しました。有収率については、現状を勘案して設定していることを確認しました。負荷率、損失水量については、負荷率と浄水場損失率については過去の実績を勘案して設定していることを確認しました。②番、水道事業の認可について、平成8年6月に水道事業の変更認可を受けていることを確認しました。③番、事業再評価について、平成17年に事業再評価を実施し事業継続の評価がなされております。その際、取水量の変更から厚生労働省の補助採択基準から外れ、以降、町単独事業として継続しているという状況です。以上のおり確認したことから、下川町に確認した必要開発水量を確保することを基本として、この後、利水代替案を立案してまいりたいと思っております。

12ページから22ページは、参考資料として付けてございますので、こちらはご説明を省略させていただきます。

次は23ページになります。利水等対策案を検討する際の基本的な考え方をまとめたものです。まず考え方の1つ目、新規利水は利水参加者が必要としている開発水量を確保することを基本といたします。それから2つ目、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保については、河川整備計画において想定する目標を達成することを基本といたします。考え方の3つ目ですが、前回、検討の場でご説明をいたしました17の方策のうち、ダム等を除く13の方策について適用性を評価し、利水対策案を検討したいと考えてございます。考え方の4つ目、水源林の保全等の4方策につきましては、効果を定量的に見込むことは困難ですが、それぞれ大切な方策であり、継続していくべきと考えられるため、全ての対策案と合わせて取り組んでいくものと評価をいたします。5番目、各代替施設について、共同化が図られることが可能な場合は考慮し、コスト、工期の観点から概略検討を行います。6番目、対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との協議、調整は行ってはおりませんのでご了承ください。

続きまして、24ページから25ページになります。考え方の3つ目に述べました、ダム、それから13方策の適用性を評価した一覧表になります。各方策の適用性の評価を、水色とオレンジと白色で色分けしておりますが、表の水色につきましては対策案として検討する方策を示してございます。オレンジ色は全ての対策案に組み込む方策としております。色が塗られていない白色は対策案として検討しない方策と考えてございます。結果といたしましては、24ページの方が新規利水の対策案についてのものでありますが、全13方策を検討対象としたいと考えてございます。

25ページは、流水の正常な機能の維持についての評価になりますが、こちらについては全13方策のうち5方策を検討対象外としたいと考えてございます。表の内容のうち、対策案として検討しない方策、5方策のご説明を次ページ以降でしたいと思います。

32ページは検討の対象としない対策案の説明になりますが、32ページの対策案の3、他用途ダム容量の買い上げ、これにつきましては、近傍に必要な容量を確保可

能なダムが存在しないということで対象といたしません。

それから、33ページの対策案5、地下水取水について、これも必要な水量に対する供給が困難であり対象といたしません。その下の対策案6、ため池について、雨水や地区内の流水をため込むということでそれを対象とするため、必要な容量を確保するためには広大な集水面積が必要となります。また地区内流水の貯留により、河川への流出量の減少が考えられるため、このような理由で対象とはいたしません。

続きまして34ページになりますが、対策案7、海水淡水化について、これはコスト面から著しく不利なことが明らかであり対象といたしません。その下、対策案の9、ダム使用権の振替について、岩尾内ダムの遊休使用権、工業用水がございしますが、必要な容量がなく他に必要な容量を確保可能な遊休ダム使用権を有するダムがないため対象といたしません。以上のような理由で対象としない方策5つを挙げさせていただきました。

以上を踏まえまして、36ページ、37ページがそれぞれ新規利水対策案の立案と流水の正常な機能の維持対策案の立案の整理を行ったものになります。

まず36ページですが、1から9案まで立案しております。1から3案は、河川区域内で供給を確保するもの、4から7案は河川区域外で供給を確保するもの、8から9案は需要と供給の両面から総合的に対応を図るものと考えてございます。

37ページは、1から4案までを立案してございます。

38ページ以降、河川整備計画の概要と各対策案の概要をご説明してまいります。

38ページから39ページは、河川整備計画のサンルダムの計画になります。サンルダムによりまして、流水の正常な機能の維持については、下流の河川環境の保全や、既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図ります。それから新規利水につきましては、名寄市の水道用水として、真勲別地点で新たに最大1,510 m³/日、下川町の水道用水として、北町地点で新たに最大130 m³/日の取水を可能といたします。完成までに要する費用は、新規利水分で約1億円、流水の正常な機能の維持で約100億円です。工期は、サンルダム建設に要する期間として5年となっております。

40ページ以降は、対策案9案の概略検討の説明となります。

まず40ページから41ページは河道外貯留施設案です。サンルダムの事業区域内に貯水池を新設し、河川の流水を導水、貯留することで名寄市及び下川町水道用水を共同施設で確保するものです。完成までに要する費用は約11億円、工期は概略の算定ですが、約6年となっております。留意事項として、貯水池の設置にあたり、湛水のための地質調査等が必要となります。

続きまして、42ページから43ページはダムの再開発案です。この対策案は近傍の忠烈布ダムの有効貯水容量内を掘削し、新規利水容量を確保し、新設導水路により名寄市及び下川町へ送水するものになります。費用は約28億円、工期は約11年＋用地買収に要する期間となります。留意事項としては、忠烈布ダム関係者及び関係利水者との調整、貯水池掘削のための調査、用地買収、導水施設建設に伴う用地買収が必要となります。

続きまして、44ページから45ページは他用途ダム容量の買い上げ案です。ポンテシオダムの発電容量を一部買い上げて、新規利水容量を確保し、新設導水路により名寄市及び下川町へ送水するものになります。費用は約50億円、工期は約13年＋

用地買収に要する期間、留意事項として、ポンテシオダム関係者及び関係利水者との調整、導水施設建設に伴う用地買収等が必要となります。

続きまして、46ページから47ページは水系間導水案です。雨竜発電所は石狩川水系の雨竜川から天塩川への導水によって発電事業を行っていますが、この対策案はその導水について新設導水路により名寄市及び下川町へ送水するものです。費用は約45億円、工期は約16年+用地買収に要する期間です。留意事項として雨竜ダム関係者及び関係利水者との調整、雨竜発電所への影響検討、導水施設建設に伴う用地買収が必要となります。

続きまして、48ページから49ページは地下水取水案です。名寄市及び下川町各々の浄水場付近に、新たに井戸を掘削するものです。また、名寄市水道の風連地区では、既設井戸の継続利用も検討します。費用は井戸新設で約8億円、既設井戸の継続利用で約12億円です。工期は、新設、継続利用いずれも約5年になります。留意事項として、伏流水や河川水への影響について十分な調査が必要となります。

続きまして、50ページから51ページはため池案です。名寄市及び下川町各々の浄水場付近に雨水や地区内流水を貯留するため池を新設するものです。費用は約31億円です。工期は約12年+用地買収に要する期間です。留意事項として、雨水や地区内流水の補給調査、ため池建設に伴う用地買収が必要となります。

続きまして、52ページから53ページは海水淡水化案です。オホーツク海沿岸に海水淡水化施設を建設し、新設導水路により名寄市及び下川町へ送水するものです。費用は約76億円です。工期は、約18年+用地買収に要する期間です。留意事項として、海水淡水化施設、導水施設建設に伴う用地買収が必要となります。

続きまして、54ページから55ページはダム使用権等の振替案です。岩尾内ダムの遊休ダム使用権を振り替えて、新規利水容量を確保し、新設導水路により名寄市及び下川町へ送水するものです。費用は約33億円です。工期は約13年+用地買収に要する期間です。留意事項として、岩尾内ダム関係者及び関係利水者との調整、導水施設建設に伴う用地買収が必要となります。

続きまして、56ページから57ページは既得水利の合理化、転用案です。名寄川の既得水利権を合理化、転用することにより、名寄市及び下川町水道用水を確保するものです。留意事項として、名寄川における関係利水者との調整が必要となります。

以上、河川整備計画の概要と、新規利水対策9案の概略検討の経過についてご説明をいたしました。

58ページの表は、その概略検討の結果を一覧にしたものです。

59ページ以降は、流水の正常な機能の維持対策案、4案の概略検討の説明となります。59ページから60ページは河道外貯留施設案です。サンルダム事業区域内に複数の貯水池を新設し、河川の流水を導水、貯留することで、必要な流量を確保するものです。完成までに要する費用は約430億円です。工期は概略の算定ですが約26年になります。留意事項として、貯水池の設置にあたり、湛水のための地質調査が必要となります。また、必要容量が大きいため、複数の貯水池を建設する必要があり、管理、運用面の十分な検討が必要となります。

続きまして、61ページから62ページはダム再開発案です。岩尾内ダムをかさ上げして新規利水容量を確保し、新設導水路により名寄川へ導水するものです。費用は約490億円です。工期は約19年+用地買収に要する期間です。留意事項として、

岩尾内ダム関係者及び関係利水者との調整、かさ上げのための地質・環境調査等の検討や用地買収、導水施設建設に伴う用地買収が必要となります。

続きまして、63ページから64ページは水系間導水案です。雨竜発電所による雨竜川から天塩川への導水について新設導水路により名寄川へ導水するものです。費用は約370億円です。工期は約24年+用地買収に要する期間です。留意事項として、雨竜ダム関係者及び関係利水者との調整、発電所への影響検討、導水施設建設に伴う用地買収が必要となります。

続きまして、65ページから66ページは既得水利の合理化・転用案です。名寄川の既設水利使用権を合理化、転用することにより、名寄川の流水の正常な機能の維持のための必要流量を確保するものです。留意事項は、名寄川における関係利水者との調整が必要となります。

以上、流水の正常な機能の維持対策4案の概略検討の経過についてご説明をいたしました。

67ページは、概略検討の結果を一覧にしたものとなっております。以上でご説明を終わります。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。利水及び流水の正常な機能の維持につきましては、治水の方はかなり多くの代替案を出ささせていただきましたので5案程度に絞らせていただいております。しかし、利水につきましては数が多いわけではございませんので、このまま、もう少し検討を進めさせていただきたいと思っており、評価としての丸をつけてございません。そういった意味で、この案について適切であるかどうか、というご意見、ご質問等をいただければと思っております。

何かご意見等ございませんでしょうか。

下川町長さん、よろしく願いいたします。

○下川町長（安斎 保）：

ただ今、説明をいただいたのですが、前回12月に開催された検討の場でのお話としまして、この評価軸というのは、コストを一番に考えるということが大前提だと、私はそのように認識をしております。そういった中で今、色々説明されたものを評価すると、まず金額的に見ても相当多額な余分な費用をかけることになるということは、検討の場の基本理念からすると全く外れたことになっているのではないかと、そんな感じがしております。

ダム事業がやはり最優先されるべきであって、今からこれらの利水代替案は検討するまでもないと考えます。特に、水利権の問題について名寄市長さんからお話がありましたが、水がある場合に水利権が議論されるべきであって、水があるかないか分からないのに水利権を検討することはいかがなものかと思えます。また、地下水の利用については、この地球ができてからずっと残っている地下水を、今汲み上げてどんどん使用するという事は、この環境問題、災害の多い時代に理にかなっていないのではないかと思えます。やはり、表流水として流れている水を有効に活用することが人間の知恵でないかと思えます。

もちろん、地下水もそれなりの資源かもしれませんが、大都市付近では工業用水として沢山地下水を汲み上げたことによって、何十年後に大きな弊害になっているとも聞いておりますので、何か、ちょっと腑に落ちないというか、理解しづらい面がある

ものですから意見として申し上げさせていただきます。

特に、コストが評価軸の一番であるという考えの説明をいただいておりますので、全てのこの案はダム事業の費用を上回ったコストになっていると、そのように理解をしたところですので、ご意見として述べさせていただきます。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

豊富町長さん、お願いいたします。

○豊富町長（工藤 栄光）：

豊富町です。今、下川町長さんからのお話、あるいは先ほどの名寄市長さんからのお話もありました。今回、色んなご説明をいただいて、検討された経過のご説明でありましたが、確かにサンルダム、他のダムの検証もそうですけれども予断なき議論が必要だということで、B/Cを中心とした見直し、事業刷新という形で見直しをしてきていると、これも当然必要なこと、プロセスではあると思いますけれども、今までの議論や、あるいは説明をいただく中で、治水・利水・発電を含めた対策どれをとってもいわゆる分離案というのは、非常にインシヤルコストもかかっていますし、それから当然ランニングコスト、管理という面での費用もかかります。一方、ダムであれば治水・利水・発電等の一元的管理が可能であり、仕組みも何かあった時も含めて管理を簡潔に効率的に行うことができます。このことを考えると、分離案というのは非常に非現実的であると思います。

それからもう一つは、今回の震災を見ますと、災害はいつどこで発生するか分からず、それを防ぐために流域の方々は相当前から悲願としてダムの必要性を要請してきたということです。これを考えると、さらに時間を費やし、また、事業費算出の根拠も検討していかなければならないということになると、住民の方々の安全だとか財産を守る立場から、また、下川町長さんや名寄市長さんの水道計画の迅速性を考えると、ここで時間を費やしているのかという思いが同じ首長としてあるところです。従って、今回説明いただいた内容につきましては、これからまた多面的な検討は必要かと思いますが、分離案というのは非効率的であって非現実的であるという思いで聞いていたところです。また説明を受けながら判断をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは次に進めさせていただきます。

続きまして、資料4のパブリックコメントの実施についてご説明させていただきます。まず資料1をご覧ください。検証に係る検討の進め方ということでありまして、右の欄外のところに検討の進め方のポイントというのがございまして、②のところで、検討過程においては検討の場を公開する等、情報公開を行うとともに主要な段階でパブリックコメントを行うということとなっております。主要な段階とありますが、これは、検討が進んである一定の評価ができるような段階において、パブリックコメントをその都度やっていくという意味でございます。今回、概略評価という形でご議論をいただきますので、その段階においてパブリックコメントを行いたいと考えております。資料4で簡単に募集要項のところだけご説明させていただきます。目的

については先ほどご説明したとおりでございまして、意見の募集対象についてのみご説明させていただきます。第3回検討の場において、天塩川の流域の特性に配慮しつつ、今回、治水、新規利水、流水の正常な機能の維持について代替案を出させていただいておりますので、それについてまずご意見をいただこうということでございます。さらに、概略評価を行っておりますので、その抽出した案に対してご意見をいただくということで考えてございます。また、先ほど述べましたように検討が進んだ段階で、再度パブリックコメントを実施していこうと思っております。

これにつきまして、何かご意見、ご質問等がございませうでしょうか。

下川町長さん、お願いいたします。

○下川町長（安齋 保）：

パブリックコメントの実施についてお願いをしたいと思っておりますのは、先に検討の場において関係住民ということの定義がなされたところです。関係住民とは流域住民であるというお答えをいただいたものですから、是非、そのパブリックコメントでは、関係住民とそれ以外の方とはっきり区分するような形で整理していただきたいと思っております。そうしていただかないと真の地域の皆さんの声を聞くことができないのではないかと感じておりますので、是非、流域住民の意見とそれ以外の方々の意見が混同しないようなとりまとめをしていただきたいと改めてお願いいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。パブリックコメントにつきましては、広くご意見をいただくという趣旨から、多くの方々からご意見をいただこうと思っておりますけれども、とりまとめにあたっては、流域内の方、流域外の方のご意見について、ある程度分かるような形で整理をして、この検討の場で提示したいと思っております。

他にご意見、ご質問等ございませうでしょうか。

本日、検討の場を開催させていただきましたので、事務手続きを経まして、近日中にパブリックコメントを開始したいと思っております。どうぞ、よろしくお願いたします。

それでは、全体を通してご意見を伺いたいと思っております。

構成員の皆様、是非、ご意見等をいただければと思っております。

中川町長さん、お願いいたします。

○中川町長（川口 精雄）：

先ほどの豊富町長さんと重複する意見なんですが、このサンルダムの問題というのは、私が認識してからでもかれこれ10年近く既に様々な議論の場があったと思っております。今までの様々な議論というのは必要があって時間が費やされたと思うのですが、私はこれからはもう少しスピード感を持って結論を出していく必要があるのかなと感じております。

先ほど、豊富町長のご意見にもありましたように、東日本大震災という大災害の中で、私達は「想定外の想定」という、少しおかしな言葉になりますけれども、自然災害に対してもっと厳しく認識を高めていく必要があるのかなと考えております。天塩川の治水につきましても、もっとスピード感を持って住民の安心と安全を確保していくということが求められているのではないかと思います。スピード感というのは、一つにはコストの問題があるかと思っておりますけれども、先ほどの資料の説明をお聞きしておりますと、やはり私は、ダムそして河道の掘削という方法が最も合理的で、し

かも環境にも配慮されているのではないかと感じたところでありますので、是非スピード感を持った結論というものを、この会議の中で出していただきたいと思います。以上です。

○事務局（河川長調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。他に、ご意見等ございますでしょうか。

音威子府村長さん、お願いいたします。

○音威子府村長（佐近 勝）：

私ども、5月からの首長ということでありますから、1回目、2回目の議論というのは報道でしか承知をいたしておりません。引き継ぎの資料等に多少目を通して、また、説明もしていただいたところですが、この検討の場というのは、あと1回もしくは2回やるんだらうと考えております。こういった議論の過程の中でパブリックコメントを実施して、色々な案を検討し、どれに優位性があり、どれを捨てたんだと、こういったことを含めて意見を求めるというのは結構だと思うんですが、もう、この3回目の段階くらいからは、皆さん先ほどから述べておられるように、流域としての一つの取り得る手法を絞っていくという検討をこの場で行い、最終的に国交省の検討委員会に上げていくという形を取るべきだと思っております。既に現段階においてはかなり絞り込まれ、比較も十分できており、意見をまとめる段階にきているのではないのかというのが私の意見です。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

名寄市長さん、お願いします。

○名寄市長（加藤 剛士）：

1回目、2回目でも同様の趣旨の話をさせていただきましたので、重複するかもしれませんが、名寄市ではダムに係わる水道事業の計画を持っておりますが、このような状況の中で現在も事業を凍結しているということでございます。この震災の影響で国のこれからの地域に対する予算配分がどのようになっていくのかますます不透明になっていく中で、この遅延にかかる地域の住民の安心・安全な生活、さらには産業の基盤を、計画が遅れるもしくは実施できなくなった場合に、はたしてどう担保していただけるのか、ということを実際に危惧しているところでございます。

もう来月は7月になります。昨年の7月に名寄市は雨による大きな災害を各地で受けております。この5月、6月の日本列島の状況を見ても、ゲリラ豪雨はやはり続くのかなと戦々恐々としておりまして、遅れれば遅れるほど命の危険も含めた見えないコストがかかってくるのはもう目に見えていると思っております。1回、2回と十分な検討をしていただいて、この資料を出していただいて、さらにダムの優位性が浮き彫りになってきていると思っております。パブリックコメント等の手続きを踏まなければならないということでありますけれども、是非とも一刻も早く、日本で一番早く結論が出るような、今後早急な決断、検討を強く要望、お願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

士別市さん、何かございませんでしょうか。

○士別市長（代理 企画振興室長 大崎 良夫）：

本日、市長が上京中なものですから代理で出席しております。今回、町長さん、市長さんのお話を伺った中で、第3回の検討の場で色々な対策、代替案を検討している中で、一番現実的なのが今のサンルダム建設でなかろうかと市長も考えておりますことを私の方から代理としてお答えをさせていただきます。

○事務局（河川調整推進官）：

ご意見ありがとうございます。

北海道さん、何かございませんでしょうか。

○北海道知事（代理 政策調整担当課長 片沼 弘明）：

本日の内容について、特段申し上げることはありませんが、これまで第1回から第3回目まで出席させていただきまして、ここにお集まりの首長さん方皆様の声を直接に聞かせていただいたところですが、天塩川における治水・利水の対策というのは、やはりそれぞれの市町村さんにとって喫緊の課題であるということに改めて認識させていただいたところです。昨年もこの流域内において災害が頻発して、名寄市さんもそうですし、中川町さんもそうですし、あちらこちらでゲリラ豪雨による被害が発生しています。その解消に向けて一刻も早く結論を出し、治水対策なり、利水対策に取り組んでいただきたいと思います。また、この三回目の会議後、パブコメを行うということで、幅広く意見を聞いた上で、地域の実情についても十分考慮した上で手続きを進めていただきたいと思いますところ。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。他にご意見等ございませんか。

それでは北海道開発局を代表いたしまして、河川計画課長から一言申し上げます。

○北海道開発局（河川計画課長）：

今日は、沢山のご意見をありがとうございました。1回目、2回目を通して類似のご意見が沢山あったかと思えます。大きく分けて2つあったように思っております。最初、対策案につきまして、コストの面でありますとか、あるいは地域への影響でありますとか、実現性のお話でありますとか、本当に非現実的ではないのかというご意見もありましたし、コストがこれほど違っていて検討するまでもないのではないかというご意見もあったかと思えますけれども、前回示させていただいた多くの候補の中から、天塩川にあてはめる案としてどのようなものがあるかということで考えて参って、今回、概略評価ということで治水対策案については6つに絞りまして、利水対策については10案に、それに正常流量、流水の正常な機能の維持については5案ということで提示いたしました。これらについてさらに評価を進めていくということですが、先ほど現実的でないとか、地域の影響が大きすぎるとか、環境への影響といったようなことにつきましては、第1回目にご説明させていただいたと思っておりますが、評価軸と評価の考え方ということで、先ほど下川町長さんからコストを最も優先して、というお話がありましたが、それ以外に安全度であるとか、実現性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響ということで、この検討項目について検討し、様々な観点からこれらの評価を行った上で最終的にどの案が優れているのかということを決めていきたいと考えております。今後こういう作業が残ってくると思っております。先ほど、パワーポイントでもご説明しておりますけれども、赤く囲った枠の下の部分、(ケ)ですとか(コ)がございまして、治水対策案を評価軸ごとに評価する、それから目的別に総合評価をして最終的に検証対象ダムの総合的な評価をし

て対応方針を決めていく、そういう流れが必要でございます。是非、また引き続きご協力をお願いしたいと思います。

先ほど、大きく2つ意見があると申し上げましたが、もう1つが時間の話だと思います。時間的にこんなにかけていいのかという話ですとか、本当にもう待たなしでスピード感を持ってやっていくべきではないかという話もございました。本当にその通りだというふうに私どもも思いますし、開発局でやれる部分につきましては今後ともスピード感を持って、なおかつ予断無くということで、スピード感を持ちつつ丁寧に引き続き努力させていただきたいと思いますので、もう少しご協力方よろしくお願い申し上げます。

この後は、今回ご説明いたしました内容、本日頂戴したご意見、さらにパブリックコメントの結果を踏まえまして、治水対策、利水対策の代替案について再度整理させていただきまして、次回、検討の場でご説明させていただきたいと思っております。

次回の日程は改めて調整をさせていただきたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（河川調整推進官）：

それでは少し予定より時間が早いですけれども、本日の議事を終了させていただきたいと思います。

ご出席の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、また、有意義なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。本日配布させていただきました資料については、次回以降の検討の場でもファイルに綴ってお配りしたいと思いますので、机の上に置いていても結構でございます。これらの配布資料については北海道開発局ホームページにて公表させていただきます。議事録につきましても皆様のご確認をいただいた後、同じくホームページ等で公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。